

産業廃棄物税のあらまし

(令和6年度版)

三重県 産業廃棄物税

検索



三 重 県

循環型社会の構築に向けて

今日、環境保全は極めて重要な課題となっており、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、地球温暖化、資源の枯渇や環境汚染など、さまざまな環境問題を生み出しました。

このような課題を解決するためには、廃棄段階における廃棄物対策の取組だけでなく、資源確保から製品の生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等に至るライフサイクル全体で資源循環の徹底を図り、持続可能な循環型社会を形成することが必要です。

三重県では、さまざまな主体との連携により、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組を進めるとともに、製品のライフサイクル全体での徹底的な資源循環や地域循環圏の形成を図っていくことで、持続可能な循環型社会の実現を目指しています。

産業廃棄物税は、循環型社会の実現を目指すなかで、積極的に産業活動を支援し、産業廃棄物施策の展開を図るための財源の確保を目的とすると同時に、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化の誘因として機能するような仕組みとして、創設したものです。

産業廃棄物税制度により、産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策を実施するとともに、産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用等を促すことで、循環型社会の構築を進めていきます。

お問い合わせ先

○三重県産業廃棄物税の制度に関すること

三重県総務部 税収確保課 TEL：059-224-2128

○申告納付に関すること

三重県津総合県税事務所 TEL：059-223-5026

○産業廃棄物税の使途（産業廃棄物抑制等事業費補助金等）に関すること

三重県環境生活部環境共生局 資源循環推進課 TEL：059-224-3310

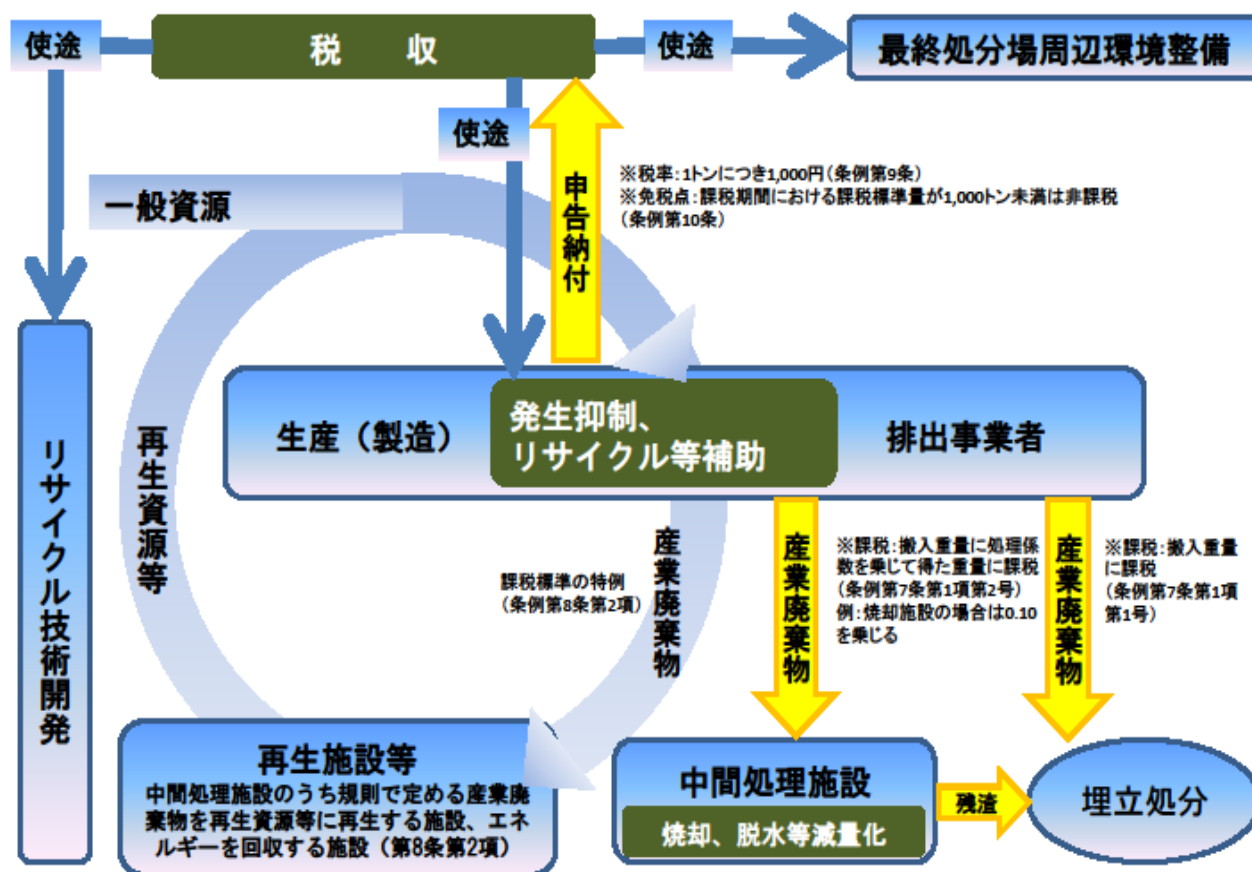
○三重県の産業廃棄物等活用型共同研究推進事業に関すること

三重県雇用経済部 工業研究所 TEL：059-234-0407

○ECO 畜産物供給体制構築事業及び飼料の自給体制構築事業に関すること

三重県農林水産部 畜産課 TEL：059-224-2541

産業廃棄物税のイメージ図



産業廃棄物税のポイント

○ 納める人は

産業廃棄物を排出して、三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場又は中間処理施設に搬入する事業者です。（個人事業者も含みます。）

例えば、これらの施設に産業廃棄物を搬入する製造業者・建設業者（いずれも三重県内・県外を問いません。）や、三重県外の間処理業者が主な納税義務者になります。（三重県内中間処理業者についてはQ & Aを参照してください。）

○ 何に対して税がかかるのか

産業廃棄物を三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場又は中間処理施設へ搬入することに対して産業廃棄物税を課します。

その場合において、最終処分場又は中間処理施設へ搬入する産業廃棄物の重量をもとに課税します。

ただし、中間処理施設へ搬入する場合は、その重量に対して直接課税するのではなく、一定の減量化率（処理係数）を乗じた後の重量に課税します。

○ 納める額は

最終処分場への産業廃棄物の搬入重量又は中間処理施設への産業廃棄物の搬入重量に処理係数を乗じた後の重量（課税標準）1トンにつき1,000円です。

○ 税が免除されるのはどんな時か

「再生施設」及び「エネルギーを回収する施設」（以下、「再生施設等」という）に産業廃棄物の搬入を行ったときは、その搬入重量には課税しません。

また、4月1日から翌年の3月31日までの間（課税期間）での事業所における課税対象となる重量の合計（課税標準量）が1,000トン未満（※）の場合は産業廃棄物税を課しません。

※三重県内の複数の最終処分場及び中間処理施設に搬入した場合は、課税対象となる重量を全て合計し、1,000トン未満か確認してください。

○ 再生施設等とは

次のいずれかの中間処理施設です。

1 中間処理業者の申出に基づき、再生率が0.9以上であることを知事が認めた施設

産業廃棄物税での再生率は、 $\{再生率 A = B \div (B + C)\}$ により算定します。

B：規則で定める期間において、申出者が売り渡した再生品の重量

C：規則で定める期間において、その施設から排出された産業廃棄物の重量

2 木くず（廃棄物処理法施行令第2条第2号の産業廃棄物）及びがれき類（同施行令第2条第9号の産業廃棄物）を破砕する施設

3 汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリ並びに木くず、動植物性残さ（同施行令第2条第4号）、ふん尿（同施行令第2条第10号）を発酵させる施設（メタン発酵施設を除く）

4 中間処理業者の申出に基づき、メタン回収ガス発生率が107Nm³/t以上であることを知事が認めたメタン発酵施設

※ 認定外の産業廃棄物の種類と処分方法の組合せや、認定外の期間の搬入は課税免除となりません。

具体的な再生施設等は「県税のページ」から「再生施設等の名簿」をご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16390017909.htm>

※「三重県産業廃棄物税条例第8条再生」で検索できます。

○ 納める方法は

納税義務者が課税対象となる重量の合計及び税額を申告し、その申告した税額を納付（申告納付）していただきます。この場合、毎年課税期間の直後の7月末日までに津総合県税事務所に申告していただきます。

※産業廃棄物税の内容についての詳細は、「県税のページ」でご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16386017905.htm>

※申告書等のダウンロードは、「三重県産業廃棄物税申告書等」で検索願います。

https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=1343

産業廃棄物税の主な使いみち（令和6年度）

○ 産業廃棄物抑制等補助事業費（三重県環境生活部 予算額 250,540 千円）

県内の産業廃棄物排出事業者等や産業廃棄物処理業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制・循環的な利用・減量化の研究・技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費の一部（中小企業 2/3 以内、大企業 1/2 以内、産業廃棄物処分業者 1/3 以内、リサイクラー 1/3 以内、1,000 千円～20,000 千円/件）や、産業廃棄物の発生抑制・循環的な利用・減量化に係る設備機器の設置に係る経費の一部（中小企業 1/2 以内、大企業 1/4 以内※高度な循環的な利用を行う場合は 1/3 以内、産業廃棄物処理業者 1/3 以内、リサイクラー 1/3 以内、1,000 千円～50,000 千円/件）を補助

【参考 URL(令和6年度公募：https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000117_00004.htm）】

- 産業廃棄物等活用型共同研究推進事業費（三重県雇用経済部 予算額 4,792 千円）
建築廃材や地場産業の廃棄物などのリサイクル技術に関する県内企業との共同研究により廃棄物等の資源循環を図ります。（共同研究費のうち工業研究所が実施する研究費用分を本事業費で負担。原則として数万円～60 万円程度/件）
【参考 URL(令和 6 年度公募)：https://www.pref.mie.lg.jp/kougi/hp/000179691_00008.htm】
- ECO 畜産物供給体制構築事業費（三重県農林水産部 予算額 7,990 千円）
県内で発生している食品製造副産物等の未利用資源の飼料化技術の開発や、「エコフィード等利活用研究会」の活動を通して、畜産農家、食品製造業者、廃棄物処理業者等のマッチングを進めることで、食品製造副産物等の未利用資源の循環利用を推進します。
- 飼料の自給体制構築事業費（三重県農林水産部 予算額 2,300 千円）
輸入トウモロコシの代替となる子実用トウモロコシの生産・調製技術の実証・普及及び食品製造業者から排出される食品製造副産物のエコフィード飼料としての利用を推進することにより、県内畜産農家の飼料自給率向上につなげます。
- 循環関連産業振興事業費（三重県環境生活部 予算額 8,172 千円）
循環関連産業の事業者を対象に、人材育成、DX の推進、事業環境の整備を図る経費
- 産業廃棄物適正管理推進事業費（三重県環境生活部 予算額 8,789 千円）
多量排出事業者が策定する産業廃棄物の処理計画書に対する技術指導やセミナー等の開催により、企業の環境経営を促進し、産業廃棄物の発生抑制等を図る経費
- 最終処分場周辺環境整備事業費（三重県環境生活部 予算額 112,500 千円）
最終処分場の周辺地域において、緑化や道路整備等の住みよいまちづくりのための基盤整備を行うことにより、周辺地域の環境改善を図る経費
- 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業費（三重県環境生活部 予算額 41,745 千円）
産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、排出事業者を中心として電子マニフェストの普及や優良認定処理業者の育成・活用を図る経費
- PCB 廃棄物適正管理推進事業費（三重県環境生活部 予算額 18,061 千円）
県内の PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の保管、使用及び処理等の状況を把握し、事業者等に対する指導を行い、早期処理の推進を図る経費
- 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業費（三重県環境生活部 予算額 96,908 千円）
多様な主体と連携することにより、不法投棄を許さない社会づくりを推進し、不適正処理の早期発見や未然防止を図る経費

産業廃棄物税 Q & A

Q 産業廃棄物とは何ですか？

A 事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で指定したもののことです。

なお、一般家庭から発生する廃棄物は一般廃棄物として、産業廃棄物とは別に取扱われています。

Q 中間処理施設とは何ですか？

A 一般的には、産業廃棄物を最終処分場で処理する（埋立処分）前に、乾燥、脱水、焼却、破碎などの減量化等を行う施設のことをいいます。ただし、三重県産業廃棄物税条例においては、三重県知事の許可を受けた中間処理業者がその事業の用に供する施設のことを指します。

Q 自社で中間処理を行った場合は？

A 自社の中間処理施設への産業廃棄物の搬入については、課税の対象にはしていません。ただし、自社で中間処理した産業廃棄物の残さを自社の最終処分場や、他社の中間処理施設や最終処分場に搬入する場合は課税の対象になります。（条例第4条）

Q 中間処理施設から出る産業廃棄物にも課税するのですか？

A 三重県内の中間処理施設で処分された後の産業廃棄物には課税しません。ただし、排出事業者自らが自社内の中間処理施設で処分した後のものは課税対象とします。（条例第4条第1項第2号）なお、三重県外の中間処理業者が三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場又は中間処理施設に搬入する場合は課税対象とします。

Q 容量でマニフェストを記載しているがどうしたらいいですか？

A 産業廃棄物税は重量をもとに課税しますので、原則として、重量で申告納付を行っていただきます。ただし、排出から中間処理または最終処分までのどの段階においても重量の計測が行われておらず、重量の把握が困難な場合に限り、規則で定めた換算係数により、容量を重量に換算することができます。

Q 建設現場で発生する混合廃棄物の換算係数はないのですか？

A 混合廃棄物に対応する換算係数は定めていません。建設リサイクル法でも産業廃棄物の分別解体が義務付けられ、原則的には産業廃棄物の種類ごとに容量を把握いただき、該当する産業廃棄物の種類に応じた換算係数を乗じていただきます。ただし、種類ごとの容量を計測できない場合は、主たる容量を占める産業廃棄物の種類に応じて換算係数を適用します。（規則第5条）

Q 廃石膏ボード、廃石綿の換算係数はいくつですか。

A 三重県産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第14号「廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げる産業廃棄物」である「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当しますので、1.0を使用して換算してください。

Q 三重県外の事業者も対象になるのですか。

A 三重県産業廃棄物税条例では、搬入する者が三重県内の者であるか、県外の者であるかにはかわらず、三重県内の産業廃棄物の最終処分場又は中間処理施設への搬入を課税の対象とします。

Q 課税対象となる重量の合計が1,000トン未満の場合は税が免除されますが、三重県内の最終処分場へ1,100トン搬入した場合、納税額はいくらになりますか？

A $1,000\text{円} \times 1,100\text{トン} = 110\text{万円}$ 申告納付いただきます。（1,000トン分を控除するものではありません。）

Q 不正な申告や申告をしなかった場合はどのようなになるのですか？

A 地方税法の規定により、各種加算金、延滞金、罰金等を課す処分を行います。

Q 建設工事の場合は納税義務者は誰になりますか？

A 建設工事により発生する産業廃棄物は元請け業者が納税義務者となります。

Q 一つの法人が複数の事業所を有する場合は？

A 事業所ごとに課税します。免税点も事業所ごとに判断します。建設業の場合は、それぞれの現場（建設工事）を統括して管理する支店（営業所）が事業所の単位です。

Q JV（共同企業体）での課税対象となる重量の考え方は？

A JVは納税義務者にはなり得ず、JVを構成する各法人が納税義務者となります。従いまして、JV工事から発生する産業廃棄物の課税対象となる重量については、JVの出資比率等により各法人に按分し、各法人の、そのJV工事の現場を統括的に管理する支店（営業所）分に含めます。

Q 申告書に記載する「個人番号又は法人番号」とは何ですか？

A 個人番号はいわゆる 12 桁の個人のマイナンバーのことで、法人番号は国税庁から平成 27 年 10 月より、株式会社などの法人等に指定された 13 桁の番号です。（1 法人に対し 1 番号のみ指定されています。）

Q 電子マニフェストを導入する予定ですが、注意することはありますか？

A 処分方法によって処理係数が定められており、税額の計算が変わってきます。電子マニフェスト入力時には具体的な処分方法（破碎等）を入力してください。（次頁参照）

Q 納税管理人とは何ですか？

A 条例第 5 条で規定のとおり、三重県内に住所等を有しない場合は、基本的には納税管理人を定めることが必要ですが、事業所等が三重県外のみであっても、継続的に事業を行うなど、いつでも連絡が取れる場合は、納税管理人を定める必要はありません。

電子マニフェスト使用時のお願い

* 電子マニフェスト入力時には処分方法欄についても入力をお願いします。

新規登録

- ①メニュー ▶ マニフェスト の >> 新規登録 をクリックします。
- ②マニフェスト登録に必要な内容を入力して「入力完了」をクリックします。
※必須項目(赤字表示)に入力漏れがある場合は、エラーメッセージでお知らせするので入力漏れの心配がありません。
※「一覧」ボタンのある項目は、基本設定で設定した一覧から選んで登録します。
- ③情報入力一覧画面が表示されますので内容を確認して「登録」をクリックします。
- ④正常終了が確認できたらマニフェスト情報の新規登録は完了です。

入力項目について

トシステム（排出事業者）

ヘルプ 閉じる

加入者番号: 1101124 加入者名称: 受入委託排出05 ログイン: 2015/05/14 17:31:10

2010/2

表示されている引渡し日(新規登録画面を開いた当日を自動表示)は、入力欄横の「カレンダー」から選択しての入力か、または直接入力することができます。

1 パターン選択

A 引渡し日

2 連絡番号1

産業廃棄物情報

No. 編集 削除 産業廃棄物の種類

運搬情報

区間 編集 削除 自己 積替・保管施設 運搬方法 運搬担当者 車両番号 (再)自己 再委託収集運搬業者

処分情報

処分業者

処分方法 ☐ 再生 ☐ 中間 ☐ 最終 (選択なし)

再委託先処分業者

最終処分の場所

☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄指定のとおり

No. 削除 最終処分事業場 郵便番号 所在地 電話番号

備考

備考1 備考2

備考3 備考4

備考5

パターン名称: 登録内容をパターンに追加

続けて入力 入力完了 キャンセルして一覧画面へ

※登録した内容を次回も利用した

D 追加

E 追加

F 一覧

G

H

この画面は一例です。それぞれのシステムで画面が異なるため、操作方法の詳細は契約している会社へお問い合わせください。

1 パターン選択

頻繁に登録するマニフェスト情報をパターンとして設定しておき、実際の登録を簡単にすることが出来ます。

マニフェストを管理する番号として、排出事業者が任意の番号(半角英数20桁)を入力できます。マニフェストを照会するときの検索条件にも活用できます。

表示されている引渡し日(新規登録画面を開いた当日を自動表示)は、入力欄横の「カレンダー」から選択しての入力か、または直接入力により、日付を修正することができます。